

第6節 美術

第1 本資料の活用について

1 作成の基本的な考え方

- (1) 中学校学習指導要領、埼玉県中学校教育課程編成要領、同指導・評価資料、「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料の趣旨を踏まえる。
- (2) 中学校学習指導要領における美術科の目標は以下のとおりである。

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1)対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2)造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3)美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

各学校における美術科の指導計画及び学習指導と評価の一体化の充実に資するため、具体的な指導実践事例を挙げ作成したものである。生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導と評価の一層の充実のために本資料を参考・活用されたい。

2 指導計画作成の留意事項

編成要領（編P100）で示された「指導計画作成に当たっての留意すべき事項」との関連についても本資料で示していく。

- (1) 「特別な配慮を必要とするなど課題を抱えた児童への指導」の視点
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点
- (3) 「教科等横断的」な視点
- (4) 「社会に開かれた教育課程」の視点
- (5) 「道徳教育の充実」の視点
- (6) 「〔共通事項〕の指導」の視点
- (7) 「スケッチの活用」の視点
- (8) 「映像メディアの活用」の視点
- (9) 「共同で行う創造活動」の視点
- (10) 「創造性を尊重する態度の形成と知的財産権や肖像権」の視点
- (11) 「事故防止と学習環境の整備を図る」視点

3 活用に当たっての配慮事項

- 本資料で取り上げた実践事例は、指導及び評価の一例である。本資料を参考にし、各学校の実態に応じて、指導計画を工夫し、その特性を生かした指導を行っていただきたい。
- 生徒一人一人が意欲的に楽しく学習するためには、生徒の思いや願いを教師が十分に理解して指導することが大切である。また、指導に当たっては、育成を図る資質や能力を明らかにし、生徒一人一人が、自分の思いで活動を進めることができるようにする必要がある。本資料においては、具体的な生徒の活動における指導と評価について、学習の段階ごとに追えるようにしているので、参考・活用していただきたい。